

令和 5 年度 神栖市水道事業会計補正予算（第 1 号）



令和5年度神栖市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度神栖市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出	（補正前の額）	（補正額）	（計）
第1款 水道事業費用	2,922,369 千円	2,515 千円	2,924,884 千円
第1項 営業費用	2,859,100 千円	2,515 千円	2,861,615 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 996,715 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 128,479 千円、過年度分損益勘定留保資金 868,236 千円で補てんするものとする。）。

収 入	（補正前の額）	（補正額）	（計）
第1款 資本的収入	705,366 千円	180,000 千円	885,366 千円
第1項 企業債	269,000 千円	90,000 千円	359,000 千円
第4項 国庫支出金	167,000 千円	90,000 千円	257,000 千円
支 出	（補正前の額）	（補正額）	（計）
第1款 資本的支出	1,502,694 千円	379,387 千円	1,882,081 千円
第1項 建設改良費	1,233,877 千円	379,387 千円	1,613,264 千円

(債務負担行為)

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項，期間及び限度額について，次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
6 水道量水器購入	令和5年度から 令和6年度まで	31,058千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた限度額を次のように改める。

	(既決限度額)	(補正限度額)	(計)
配水施設整備事業	269,000千円	90,000千円	359,000千円

令和5年12月6日提出

神栖市長 石 田 進

添付書類

令和5年度 神栖市水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書

債務負担行為に関する調書

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	水道事業収益
6水道量水器 購入	31,058			令和5年度から 令和6年度まで	31,058	31,058